

平成30年9月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

平成30年9月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成30年9月28日（金）午後1時30分から午後4時34分

2 場 所 大会議室（松本市役所 本庁舎3階）

3 出席農業委員 22人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 4人

10番	岩垂 治	14番	柳澤 元吉
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

5 出席推進委員 5人

推2番	朝倉 啓雄	推7番	村沢 由夫
推10番	中平 茂	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積計画の決定の件（議案第87号～第89号）

イ 農用地利用配分計画案の承認の件（議案第90号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件（議案第91号～第94号）

エ 農地法第3条の規定による競売（公売）農地の買受資格適格者証明申請承認の件（議案第95号、第96号）

オ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件（議案第97号～第99号）

カ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件（議案第100号～第106号）

キ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件（議案第107号）

ク 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件（議案第108号、第109号）

(2) 協議事項

ア 農地の山林化（非農地）審査の件

(3) 報告事項

ア 非農地証明の交付状況の件

- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 平成30年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- イ 平成30年度全国農業新聞の普及推進について

(2) 報告事項

- ア 平成30年度第2回農業経営改善計画の審査結果について
- イ 平成30年度農業委員会国内視察研修の実施について
- ウ 農地法施行規則に基づく別段面積について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		〃	主 事	青柳 和幸
		農 政 課	課長補佐	櫻井 正志
		〃	主 任	大塚 留誠
		〃	主 事	川嶋 遥
		西部農林課	主 査	上條 裕之

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 5番 中川 敦 委員
- 6番 金子 文彦 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長



ます。こちらは会社の所在地が並柳ということで、旧市になりまして、借り入れ予定農地については中山となっております。借り入れにつきましては、1筆、1,599平米を借り入れ予定としてお話をちょうだいしてございます。

就農の目的につきましては、出荷等を行う予定になっておりまして、栽培予定品目については大豆、出荷予定先については、生産者の直売所を予定しております。販売量につきましては500キロ、販売の見込みが40万円ということでお話をいただいております。

企業の新規参入になりますが、こちらは先月の議案報告の中にもあった、中山地区で新規就農の促進、遊休荒廃農地の活用を目的としたプロジェクトが6月に立ち上がっておりまして、その中で、〇〇〇〇も一緒にやっていくということで、今回、新規就農、そして新たに農地を借り入れるという形で上がってきたものになります。農業経験等はないということですが、地元の農業委員、推進委員、直売所の方から指導を受けて、現在、大豆の栽培を行っています。今後、現状の規模を維持していくところではございますが、プロジェクトを継続していく中で、拡大する可能性もある状態です。

議案につきましては、7ページの2段目、18条2項6号関係分の1番、こちらの筆が今回の件に関するものになりますので、よろしく申し上げます。

それから、新規集条届署名につきましては、中山地区の農業委員である小林会長から署名いただいておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、新規就農者の説明は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員から補足がありましたら、お願いをいたします。

竹島委員、お願いします。

竹島農業委員

本郷の竹島です。

今、事務局からお話があったとおりでございまして、お兄さんが亡くなった後、相続する3人の方から弟の〇〇さんに全部渡したいということで、お話を受けました。農地は荒廃地で、荒れたままでは許可できないということで本人に伝えたところ、やる気になりまして、住所も兵庫県からこちらに昨年度移して、住居や倉庫もつくり直して、奥さんと2人で農業をやっているように意気込んでいます。

それで、まずはこの4筆を自分たちでつくっていくために、昨年から全て重機を入れたり、抜根したりして、耕作できる状態にしています。それから、ほかの相続する予定の田んぼにつきましても、重機を入れて、既に耕作できる状態にしております。

本人たちの意思はかたく、奥さんとやる気になっておりますので、ぜひご承認いただきまして、私たちの仲間と一緒にやっていきたい。将来はそば

をつかって、三才山にそばのグループがございいますが、その仲間にも一緒に入れるように指導しております。私たちも全面的にバックアップして、この荒廃地を何とかやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

## 議 長

ありがとうございました。

2番につきましては、今、青柳主事の説明したとおりでございますが、この隣にある約3反歩の農地を、今まで耕作していた人が耕作できないという話がありましたので、私が借りまして、6月にプロジェクトで大豆を子どもたちと一緒に播種して耕作しています。〇〇〇〇も農地を借りて、これからも継続していかなければいけないということで、皆さんにご承認をいただきたいと考えております。お願いいたします。

また、先日、22日に子ども達とエダマメの採取、試食、持ち帰りを行いました、大変喜ばれました。こういう形で中山の荒廃地に目を向けてもらおうと、今、事業が進んでいるわけでございますので、どうかまたご承認のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、議案を続けてまいりたいと思います。

農政課から議案の説明をお願いいたします。

## 川嶋（農政課）

お疲れさまでございます。農政課の川嶋と申します。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第87号）。

内容は一覧のとおりとなっております。

そして、補足説明としましては、まず1ページの一般分になりますが、4番、借受人に〇〇〇〇さんという方がいらっしゃいますが、この方は塩尻市洗馬の圃場を借りて、かなり大きく農業を行っておりますが、松本市の圃場を借りるのは今回が初めてなので、経営面積ゼロ平米となっております。お住まいも今井で、地元も担い手として承知していることを田中農業委員さんにも確認しましたので、新規就農届の提出は不要と判断し、今回、新規就農者としては扱わないものとなっております。

また、2ページ、円滑化事業での3筆と、3ページ以降の利用権移転で借受人として出てくる〇〇〇〇〇〇につきましても、経営面積ゼロ平米となっておりますが、こちらは和田の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの世帯が法人化したものになります。〇〇〇〇〇〇としては農地を借りることは初めてになりますので、こちらも経営面積ゼロ平米となっておりますが、実質耕作者はかわらないということで、こちらも新規就農届の提出は不要とし、新規就農者としては扱わないものとなっております。

では、合計欄読み上げますので、9ページをごらんください。

合計、区分、一般、筆数11筆、貸し付け8人、借り入れ7人、面積1万

3, 198 平米。

円滑化事業分、33 筆、貸し付け 21 人、借り入れ 18 人、面積 5 万 5, 609 平米。

経営委譲、11 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 1 万 8, 468 平米。

利用権の移転、158 筆、貸し付け 75 人、借り入れ 1 人、面積 3 万 3, 562 平米。

所有権の移転、7 筆、貸し付け 4 人、借り入れ 3 人、面積 1 万 5, 899 平米。

第 18 条 2 項 6 号関係、2 筆、貸し付け 2 人、借り入れ 2 人、面積 2, 922 平米。

農地中間管理権の設定、46 筆、貸し付け 26 人、借り入れ 1 人、面積 7 万 3, 789 平米。

合計、筆数 268 筆、貸し付け 137 人、借り入れ 33 人、面積 5 万 3, 447 平米。

当月の利用権設定（全体）のうち、認定農業者への集積ですが、筆数 184 筆、面積 4 万 2, 784 平米、集積率は 94.74% となっております。

議案第 87 号については以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第 87 号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたしました。

続きまして、議案第 88 号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱委員 退席)

議長 それでは、議案説明をしてもらいます。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくお願ひいたします。  
着座にて説明させていただきます。  
資料10ページをごらんください。  
農用地利用集積計画の決定の件（議案第88号）。  
合計だけ読み上げます。  
円滑化事業分のみとなっております。  
筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,803平米、借受人は  
認定農業者になりますので、認定農業者への集積率は100%となつてお  
ります。  
議案第88号については以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見ありましたら、お  
願ひをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見はないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第88号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求  
めます。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室しております濱委員の入室を許可いたします。

(濱委員 入室)

議 長 続きまして、議案第89号 農用地利用集積計画決定の件について上程い  
たしますが、本件につきましても、委員に関係する案件になりますので、  
農業委員会法31条の規定により、長谷川委員には退席をお願いいたしま  
す。

(長谷川委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくお願ひいたします。  
着座にて説明させていただきます。



同じく10ページをごらんください。

農用地利用集積計画の決定の件（議案第89号）。

こちらは利用権の移転分のみとなっております。

合計、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,786平米、借受人は認定農業者になりますので、認定農業者への集積率は100%となっております。

議案第89号については以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第89号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室しております長谷川委員の入室を許可いたします。

(長谷川委員 入室)

議長 続きまして、議案第90号 農用地利用配分計画案の承認の件について上程をいたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 引き続きよろしくお願いたします。  
着座にて説明させていただきます。  
資料の11ページをごらんください。  
5-（1）-イ、農用地利用配分計画案の承認の件（議案第90号）。  
合計欄だけ読み上げますので、12ページをごらんください。  
合計、筆数46筆、貸し付け1人、借り入れ12人、面積7万3,789平米。  
当月の利用権設定（中間管理権設定）のうち、認定農業者への集積、筆数44筆、面積6万8,595平米、集積率は92.96%となっております。  
議案第90号については以上になります。

議長 　　ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第90号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
ありがとうございました。  
続きまして、議案第91号から94号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件について上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 　　それでは、資料14ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請についてです。  
初めに、議案第91号、和田○○○番地、現況地目、畑、426平米を農地の保全のため、売買により○○○○さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第92号、今井○○○○-○、現況地目、畑、396平米外を農地の保全のため、売買により○○○○さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第93号、寿小赤○○○○番地、現況地目、畑、179平米を農地の保全のため、売買により○○○さんへ所有権移転するものです。  
続きまして、議案第94号、内田○○○-○、現況地目、畑、180平米外2筆、合計1,719平米を農地の保全のため、○○○○さんへ所有権を移転するものです。  
以上4件につきましては、いずれも許可要件を満たしていることをあわせて申し上げます。  
よろしくをお願いいたします。

議長 　　初めに、議案第91号について、地元の委員の意見をお願いいたします。  
和田でありますので、長谷川委員さん、お願いします。

長谷川委員 　　先日、資料が来ましたので、現地確認に行ってみりました。そうしたら、以前から、前任の赤羽委員さんから遊休地になりそうだと指摘を受けてい

たところでしたので、新しい耕作者が決まって、いいのではないかと私は思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それぞれの地区の委員さんに伺った後、一括して採決をお願いいたします。次に、今井でありますので、田中委員さん、お願いします。

田中農業委員

先般、最適化推進委員の田中さんと2人で現地を確認いたしました。県道鍋割線、山形村から広丘へ抜ける東耕地集落の北側のご真ん中にありまして、隣はアパート、隣は〇〇さんの新築住宅予定地ということで、〇〇さん以外その農地を管理する方がいないんじゃないかという判断をして、適正ではないかと思いました。

議 長

次に第93号、寿小赤でございますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員

先日、赤羽推進委員とともに現地確認をまいりました。本件は、兄弟で所有している農地で、長男さんが耕作しましたが、その方が亡くなって、次男さんと三男さんが遠方のため耕作ができなく、それで知人の〇さんに譲り渡すというものであります。〇さんは、島内と、やや遠方ですが、近くにアパートを所有してまして、たびたび来られるということです。特に問題はないと思われま

議 長

次に第94号、内田の丸山委員さん、お願いします。

丸山農業委員

先日、畑を見に行ってきました。畑については耕作されておまして、草等も生えていませんでしたけれども、以前の農業委員の伊藤さんのほうから、奥地になっているので、注意してくれという話も聞いておりましたので、確認したところ、このまますぐ耕作できる状態で、また譲与される〇〇さんのほうに確認したところ、現在、兼業農家なんですけど、奥さんと2人、また息子さんがいて、3人で現在持っている土地プラスこの1,700平米を管理できるということで伺いましたので、適正かと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農地法3条の議案に対しまして、全体で質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員

議案第93号の寿小赤の土地の売買の関係ですが、譲受人が島内だもんですから、ちょっと譲受人のほうの内容だけちょっと申し上げたいと思いま

す。

先ほど寿の委員さんのほうからお話がありましたように、白瀬渕に今、アパートがあつて、それで毎週1回は管理のために行くと。そういう意味で、小赤のところ、畑ですが、野菜をつくるということでやっておりますし、○さん自身は経営面積1町歩以上ありますので、そういう意味では、しっかりやる方でございますので、結構だと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員さんの中でこの議案に対しましてご意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第91号から第94号まで、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することを決定いたします。

続きまして、95号から96号、農地法第3条の規定による競売等農地の買受資格適格者証明申請承認の件、2件について上程をいたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、15ページ、公売農地の買受資格適格者証明の承認についてです。

議案第95号、神林にお住まいの○○○○さんが関東信越国税局で行われる神林○○○○番地、現況地目、田、1,984平米の公売に参加するため、適格者の承認を受けるものです。

続きまして、議案第96号、今井にお住まいの○○○○さんが関東信越国税局で行われる今井○○○○-○、現況地目、畑、1,109平米の公売に参加するため、適格者の承認を受けるものです。

以上2件につきましては、いずれも承認の要件を満たしていることをあわせて申し上げます。なお落札後は農地法第3条の許可申請を改めてすることになります。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長

議案番号95号につきましては、神林であります。塩原委員がまだ見えておりませんので、事務局からお願いします。

高橋主査 はい。

議長 高橋主査、お願いします。

高橋主査 それでは、地元委員の塩原委員がおくれるということですので、塩原委員のほうから意見をお伺いしておりますのでかわりに申し上げます。

申請者であります〇〇さんですけれども、こちらは所有者の親戚の方であります。また、自身については、面積もたくさんしっかりと農業経営をされており、また対象となる農地も自宅から近いということで、問題はないとのことです。

以上です。

議長 それでは、96号につきましては、今井でありますので、田中委員、お願いします。

田中農業委員 〇〇〇〇さんですが、新規就農をして15年目でありますし、今、そこ、小作といいますか、賃貸でつくっているところで、最適化推進委員の田中さんと現場確認しましたが、きれいに耕作されておりまして、〇〇さんが適格ではないかというふうに判断しました。

議長 ありがとうございます。

それでは、他の委員で95号、96号につきましてご意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第95号、96号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第97号から99号、農地法第4条の規定による承認の件、3件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大内主査。

大内主査 それでは、議案書の16ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号97号です。入山辺〇〇〇-〇、現況地目、畑、146平米に入山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅の離れと農業用物置を新築する計画です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

## 阪本技師

続きまして、議案番号98号です。梓川倭〇〇〇-〇〇、現況地目、田、328平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用倉庫を新築する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供するものであるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。なお、平成30年8月7日付、農振の用途変更済みです。

続きまして、議案番号99号です。梓川梓〇〇〇〇、現況地目、畑、1,417平米のうち10,70平米に梓川梓にお住まいの〇〇〇〇さんが営農型太陽光発電を一時転用する計画です。今回につきましては、3年前に一度許可が出たものについての更新の申請になります。農地区分につきましては、農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当いたします。

今回、営農型太陽光ということで、ちょっと特殊な案件ですので、少し説明させていただきます。

3年前の10月、前回の転用期間が平成27年10月16日から平成30年10月15日となっております。転用期間が10月15日に切れます。それに合わせて、今回9月の申請になるものです。

3年前、平成27年の10月が1年目でして、1年目はもうすぐ冬になりますので、特に作業はしてなくて、2年目の平成28年に春、フキを定植されまして、平成28年、1年目と2年目で定植した後、管理作業をされていきました。2年間の管理、育苗期間だったんですけれども、生育と管理が余り芳しくなかったために、フキの生育期間だったとはいえ、少し現場もたびたび委員さん含め、事務局も見に行っていたんですけれども、ちょっと芳しくないということで、平成30年の4月5日に意見書を出しました。

この意見書につきましては、平成30年の3月、前の体制のときですけれども、3月の農地部会で皆さんの意見を伺いまして、意見書を〇〇さんに出しております。

その意見書の指導内容なんですけれども、雑草の繁茂により周辺農地に影響を及ぼしているため、適切な除草等の管理をすること。

2つ目、ヤマブキは、今回フキで出ていますが、ヤマブキはもとの生育地の土壌でないと育たないため、移植は適さない。このため、今後十分な成長が見込めない。現在、生育不良によりあいている農地については、当初の計画どおりノブキを植えるべきである。

3つ目として、今後適切な営農を行っている状況が確認できなければ、次

回の更新時において、本市農業委員会として不許可相当と県に上申すると指導いたしました。

その後、県と市で、たびたび〇〇さんに来ていただいたり、現場で指導いたしました。

その後、やはりもともと植えた株がよくなかったせい、フキの成長が芳しくなかったため、30年、ことしの春にもう一度補植をされております。その後、草の管理とか、生育も含めてですが、ちょっと草の状況がひどかったときもあるんですが、おおむね県と市の指導には沿った形で管理作業をされていらっしゃいます。

前回の計画では、ことし、平成30年度、3年目に少しフキが出るということだったんですけれども、成長が芳しくなくて、今回の申請、4年目に当たる来年なんですけれども、少しフキが収穫できるだろうという計画に今回はなっております。

転用の面積につきましては、あくまでもパネルの面積ではなくて、パネルの支柱の部分になりますので、この少ない面積になっております。

今回の更新につきましては、今までの生育管理状況を含めて、総合的に皆さんで判断していただいて、今後更新していくかどうかご判断いただきたいと思っております。

以上、4条、3件、3筆、484.70平米でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局からの説明があったわけでありましたが、4条の規定による案件でございますが、97号につきましては、入山辺の案件でございますので、百瀬委員、説明を願います。

百瀬農業委員

百瀬です。

先ほど推進委員の朝倉さんと一緒に現地を確認してきました。場所は、入山辺の入り口の南方町会の薄川のちょっと南側ですけれども、ご本人はお勤めになっておられまして、3人家族で農業を兼業されています。

場所は、この写真が配られていると思いますけれども、北側が宅地で、前のほう、東側も宅地で、手前のほうが自分の家が建っています。それで、ちょうどその畑は野菜がつけられていまして、家の前がブドウ園になっているものですから、そこへ離れつくっても、よそには全然迷惑がかからないというような場所ですので問題ないと思います。

以上です。

議 長

続きまして、現地調査をしていただきました青木さん、それから中條委員さん、どちらか。青木さん、お願いします。

青木農業委員

青木でございます。

中條さんと2人で確認をさせていただいてきました。今、お話のとおりに入山辺の南方というところですが、自宅のすぐ裏のところ、写真のお

り、下のところに自宅があるんですが、その周り、かなりお隣さんと近くにありまして、物置ということで、離れと物置という形になっているんですが、こちらだけですと、特に問題ないと思われました。

以上です。

議長 その他の委員で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約をいたします。  
議案第97号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、議案97号は承認をされました。  
続いて、98号、梓川倭でありますので、古沢代理のほうでお願いいたします。

古沢農業委員 それでは、ご報告申し上げます。  
推進委員の波田野さんと現地の確認をしてみました。この地域は、梓川北大妻地籍でございます。近くには市営住宅がありまして、そこから豊科のほうへつながっていく道路のところから奥に入ったところの場所でございます。

この写真をごらんになりますと、左側に舗装道路がございます、その左側には、アパートがございます。その反対側の場所にこの農業用施設を建築ということでございます。

この既存の道路を使用する倉庫の建設ということで、周辺には何も影響することはございません。そのように見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

議長 現地を確認しました青木さん、お願いします。

青木農業委員 今、お話をいただいたとおりですが、写真の下のところにちょっと見えています。こちらのほうが道路になっていまして、左側に住宅、それから前のほうのところになりますか、こちらが田んぼで、右側のほうのところは畑ということで、特に今ご説明のとおりで、問題ないということで判断してまいりました。

以上です。



議長 議案番号98号につきまして、梓川の案件であります、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第98号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、99号でございますが、梓川の案件でありますので、古沢委員さん、お願いいたします。

古沢農業委員 ご報告申し上げます。

これは、先ほど阪本さんからご説明がありましたとおり、営農型ソーラーシステムの現地でございます。私が見に行ったときは、この写真では、下段の写真を見ていただきますと、フキがあります。一番左側のソーラーの下です。その隣にワラビが写っていますが、一通り置きにソーラーの下にノブキが植わっております。ですが、ノブキを収穫するための申請であって、ワラビが写っていますが、このノブキとノブキの間のワラビが非常に勢力が強くて、フキをとるどころではない。ワラビを退治して、フキを生産物としていかないと、このままの状態ではフキの生産はできないのではないかとというふうに見受けられます。

それで、フキの周辺は草刈り機で刈って、これを堆肥にするというような形で、そここのところに伏せてはありましたが、いずれにいたしましても、このフキを収穫するには、この中をきちんと整備をして、ノブキがきちんと成長できるような状態にしていかないと、この状態ではとても無理ではないかと思って見てまいりました。

これも3年経過しております、先ほど事務局の阪本さんがおっしゃいましたが、指導は続けてはおりますが、改善されておられません。

それで、現地を見に行く前にきれいにしているのかなというふうに私は思ってしまったんですが、本当にこれ、やる気のあるものでしたら、全てこのワラビは伐採して、ノブキのみを成長させていくような状態に持っていかななくてはいけないのではないかと、この状態ではいけないかと思って現地を見てまいりました。

皆様のご意見をお聞きしてまいりたいと思います。現地はこのような状態でございます。

終わります。

議長 現地確認をいたしました青木さん、中條さん。青木さん、お願いします。

青木農業委員

前回からもテーマになっておりまして、中條さんと隅から隅まで見てまいりまして、今、ご説明のあったとおりでございまして、立派な草刈り機、乗用の立派な草刈り機がありまして、刈ってはありました、周りは。

今のお話のとおり、実はこの太陽光、ぱっと見ると、何棟かちょっとわからないんですが、5つ列があります。5列の太陽光なんですが、この写真のとおり、全部同じ規格で、5棟になっております。

それで、今のワラビのお話ですが、ワラビはこの太陽光と太陽光の間にきれいに、もう70センチ、80センチになりますかね。もうしっかりと立派なワラビになっております。ただ、残念ながら、フキのほうを見ますと、フキのほうは、写真で見たとおり、少しみすぼらしいフキでございまして。

私も、実はフキ、ヤマブキではございませんが、フキもつくっておりますけれども、このフキは、直射日光、日光が当たらないと余り成長しないというように感じています。それで、こちらのほうも太陽の光がほとんど当たらないような状況で、逆に覆っているような感じでフキが植えられておりますから、というのはどういうことかといいますと、私ども、今この時点で、このフキがもう少なくとも30センチ、40センチ、うちのほうでも、もう1メートル近くあるんですが、しっかりと大きくなっていて、これからフキが刈れます。それで、春になって上がってきますけれども、そういうところを鑑みますと、このフキは春になって、夏になってきて収穫をするんですが、この状態でいくと、収穫が私としてはできないのではないかと判断もちょっといたしました。

ただ、現時点でどうかということになりますと、この中、きれいに除草をしてありますし、フキが全部5棟、きれいに出ておりましたので、とりあえずご報告はさせていただきますが、ちょっと判断は、皆さんのご意見を聞きながらお願いをしたいと思います。

以上です。

議 長

今、古沢代理と、それから現地確認をしていただきました青木委員から話があったわけですが、委員の皆様でこのことに対しましてご意見がありましたら、お願いをいたします。

三村委員。

三村農業委員

ちょっと1点教えていただきたいわけですが、先ほど説明の中でも触れられていたけれども、内容的に分からないので教えていただきたい。

1417のうちの10.7ということですが、パネルの面積でなくして、施設の足場、ここら辺のどういう意味合いなのか、ちょっと教えていただきたい。

議 長

阪本技師。

阪本技師

パネル自体は空中にありまして、それを支える支柱自体が農地に突き刺さ

っています。転用部分は、この支柱の部分プラスパワーコンディショナーがあるんですけども、その面積の合計になりますので、パネルの面積自体は、かなり広い状態にあるんですが、あくまでもパネルを支えている支柱の部分、刺さっている部分だけ転用ということになります。

議 長

営農型太陽光ということで、3年前に農業委員会で許可したわけでありませんが、3年たって、松本市の農業委員会としては、許可するのか、不許可にするのかということでございまして、少しご協議をいただいて、それから採決にしたいと思います。

3年たったら、フキの販売の80%を販売すると、こういうことでスタートしているわけでありまして、それに達しない場合には、3年たったら撤去してもらいますよ、こういうことで営農型太陽光を許可したわけですが、ことしの4月から、県と、それから農業委員会でたびたび指導を行って、大変ご苦労いただいて、1週間に一遍ずつ、農業委員会では4月以降、現地に入りまして、状況を確認してきたわけですので、その結果も出せと言えは出せるわけですが、現状ではこんな状況でありまして、80%もおぼつかないし、去年なんかはフキがあるだかないだかわからないような状況でもありました。

青木委員。

青木農業委員

ちょっと、補足で説明をさせていただきますと、前は3年だったんですが、今回は1年ということございまして、それで今のお話のとおり、収穫で80%というお話が出ておりますので、今回認可されても、来年度、このフキが、私が想像しますと、どうも収穫が少し厳しいのではないのかということで、来年の収穫のところの結果を見れば、おのずから回答が出てくるのではないかなと思いますので、その辺も含めた形で判断をしていただきたいと思います。

以上です。

議 長

今回の1年って誰が決めたの。

齋藤係長。

齋藤担当係長

基本的に一時転用は、最長3年の更新で行えます。申請者も3年の計画申請ということで進めておりましたが、ただ、今、会長もおっしゃられたとおり、4月からうちの事務局で毎週確認をしております。今、4月からの作業の内容では、ほぼ申請者が計画どおり作業を行っているわけですが、これまでの3年間の計画に対する実績を考えますと、3年間の計画より、まず、1年間を猶予期間として考えていただき、結果をだすことに専念していただきたく、1年の計画でお願いしたものです。

本来であれば、3年間、問題なく事業が行われておれば、3年間の計画申請で受付できたという意味でもあります。

議 長

今、齋藤係長のほうから説明があったわけでありますが、こういうことが仮に許可になりますと、これが1つの事例となりまして、誰でもと言えはおかしいけれども、こういうことが簡単にできるわけですね。いいじゃないかという話になりますんで、そういう点も含めどうですかね。

古沢代理。

古沢農業委員

先ほどご説明申し上げましたときに、フキよりもワラビの繁茂がすごくて、これは最初の申請は営農型で、フキにより収入を得て行っていくという申請でございます。

ですが、この方は、途中でワラビがとれたから、ワラビがこのくらい収穫できましたというような申請、お話も出しているようです。それでは筋が違いますし、最初の申請した内容とは全く違っております。

ですから、必ずこのノブキで収入を上げて、営農につなげていくというそういう意思がありましたら、きちんとこのワラビ自体をしっかりと排除して、フキのみを育てていくべきだと思います。

ですから、この考え方の基本的なものが違ってはいないかと思われると思います。そういうところを含めて、今後対応していかなくちゃいけないし、全て途中でいけないから、ほかの作物でじゃ変えようって、そういうこともままならない、やっていってはいけないことなので、そういうところも重きを置いて考えていただきたいなと思います。

議 長

前田委員さん。

前田農業委員

私も、実は山の周りが林になっているところを農地ということで買ってしまったというのもあったものですから、それを手に入って、半分ばかり私もやっぱりノブキを植えてあるんです。でも、お日様も1日に二、三時間当たればいいような、そういう山のこんな斜面なんですけれども、ちゃんとふえています。

それで、葉っぱもこのぐらいになっていますし、ただし収穫するには、もうちょっと細いくらいじゃないと、ノブキでもちょっと収穫できないので、この半分くらいしかないわけで、まだ収穫はしてないんですけれども、でも確実にふえてなっています。

だから、このフキを見て、一体これは何だって、そういう判断に、どう考えてもそういう判断なんですよ、これは。だから、一体何しているんだろう。だから、これはまともにやる気はないという、私にはそういうふうに感じます。

だから、私の意見としたら、これはやめたほうがいい。

以上です。

議 長

ほかの委員さん。

阪本技師。

## 阪本技師

先ほどの青木委員さんのお話なんですけれども、当初の計画、今回の計画もなんですけれども、初めは、1年目から3年目まで株の養成期間ということで、特に収穫まで言及していなくて、当初の3年前の計画では、3年目、少し収穫できるかなということであつたんですが、今回の計画では、4年目、来年に少し収穫ができるだろうということで、5年目以降ですね、5年目以降なので、今から2年後と3年後、5、6年目に100%の収量を得るという計画になっております。

## 議長

この案件の許可をしたという背景には、このちょっと、半年くらい前に長野で大変優良な果樹地帯、リンゴ地帯の真ん中へ営農型太陽光をつくって、そしてそこにワラビを栽培したいというような案件がありました。

長野市の農業委員会も全員が反対と、採用じゃないということでございまして、北信の地区審でも不許可といたしまして、それで常任会議でその案件を採決いたしましたら、22人いて、1人が賛成しただけで、全員が反対でありましたが、県に許認可権があるものですから、最終的には、許可になった経過もあります。

県では、この案件につきましては、コンサルタントか何かがありまして、群馬県の何々でフキで経営が成り立っているところがあると。それからまた、茨城県かな、前例があるんだ。だから、これでやっても成り立つと、そういうことでありまして、そういう条件を並べてきて、県の対応と比較したときに、これはやっぱり許可せざるを得なくて、松本市農業委員会でも、許可いたしましたし、その後3年間見守るということであつたかと思いますが、今回、今、皆さんの話のように、フキで成り立っているような営農型ではないわけでありまして、太陽光でお金が入るんじゃないかなというような状況でございまして。

ここで皆さんに採決をお願いして、これは否決というようなことになると、私、地区審に行きますので、中南信の地区審でも不許可になった説明もしますし、常任会議でも説明をして判断をしていただこうと思いますが、農業委員会で否決されたということであれば、何人か賛成する人もいるかもしれませんけれども、否決というようなことになろうかと思えます。

他に意見ありましたら、お願いしたいと思います。

丸山委員。

## 丸山農業委員

ただいま、説明があつた内容の中で、この耕作者の関係がどういう改善案を持っているかというところが明確になっていないような気がするんですよ。生産性を上げるなり、出荷をしたいということについて、例えば農協の方に技術指導をしてもらったらとか、そういうことも含めて、本人から改善案を出していただいて、その計画を我々が確認した上で、それに照らし合わせて審議するというのも1つの案だと思っております。

ですから、1年間の猶予を持たせるから、その1年間の間にこういう計画を持ってということで、具体的に文章化していただいて提示をしていただき、それを確認させていただいて判断するという方向がいいのではないかと

と思っております。

議長

ありがとうございました。

今、丸山委員のほうから、文章化した中で、こういう形でこういうふうこれからやりたいというものを出示してもらって、それをもとに、1年間余裕を見るというような意見でありましたが、どうですかね、ほかの皆さん。

中川委員さん。

中川農業委員

すみません、中川です。

ちょっとよくわからない部分もあるんですが、そもそもこの営農型太陽光発電施設って、この営農型というのは一体何だろう。これそのものが農業に関係するのかなっていうことですよね。

それが一つと、もう一つ、この備考に書いていますように、農振農用地でありますよね。これ、要は農業振興地域という意味ですよ。この農振区域の本来のあるべき姿、そもそも論なんですけど、ここに太陽光発電というのはそもそもどうなのという気が純粹にします。そもそも論で申しわけないんですが。

というのが一つと、あとそれから、先ほどワラビだの、フキだのというお話がありましたけれども、これ、私はブドウを作っているんですが、例えばブドウをつくろうと思っているけれども、勝手にフキが生えてきたんで、ブドウをやめてフキにするわ、これは非常にちょっと、いかげんな態度ととらざるを得ないんですよ。そういうものは該当するのかなというようにも正直します。

ですので、初めての案件なので、何とも判断しがたいんですけども、採決の段階で否決というのは判断しかねますけど。

議長

今、中川委員から質問があったわけでありまして、阪本技師のほうから。

阪本技師

今のお二人の委員さんの件について回答させていただきます。

まず、基本のご説明をすればよかったんで、申しわけありませんでした。

まず、農振農用地なんですけど、広い農地で、完全に農業をする地域で、基本的にこちらは転用はできない地域になっています。そのため、一時転用は認められていまして、農振農用地の中でも。あとは農業用施設ですね。農振を用途変更して、農業用施設を建てるとか、一部のことに限って不許可の例外ということで認められていまして、太陽光の中でも、営農型太陽光は農振農用地の中でも不許可の例外で認められるんですが、あくまでも一時転用なので、毎回3年を区切りとして一時転用を繰り返すということになっています。

普通の太陽光につきましては、農振農用地、1種農地以外の2種農地、3種農地でしたら見込みはあります。

営農型太陽光ということなんですけれども、あくまでもメインが営農が目的になりますので、パネルの下で農業をすると。あくまでも営農が先にあ

って、その上で太陽光、両方やるということなんですけれども、そういったものが営農型太陽光になっております。

作物の変更につきましては、基本的には県と調整しまして、再三調整したんですけれども、基本的にはもう作物の変更はできないということで、当初フキの計画で、株の養成期間もありますので、あくまでもフキの計画で行くということでもあります。

あと、改善計画と先ほどもおっしゃっておられましたけれども、ちょっと皆様にはお配りしてはないんですけれども、申請書に附属する営農計画書というものがあまして、こちら、何年目に販売するとか、どういうところに販売するという計画も出ていますし、指導書、前回の指導に対しての返答ということで、その意見も出ておりますので、少し簡単にその返答を読み上げさせていただきます。

当初、ちょっと草の管理が、草がいっぱい生えていたということだったんですけれども、2年目ですね。昨年ちょっと体調を崩してしまったということで、草の管理が追いつかなかったということで、今年度については、人に頼んだり、かなり労力を入れて管理したということで、今年度については管理、見ていただいたとおり、管理しているということでございます。

また、ノブキ、ヤマブキがあるんですが、基本的にフキと考えていただきたいと思うんですけれども、ちょっとフキが生育不良だったことに対しての対応ということで、今回指導されたことについて反省してあまして、今年度補植したり、除草したということで、今後も苗の状況を見ながら補植や定植を行っていくということでございます。

あと、実際ちょっと県も申請者も、フキの専門家が見つかってないんですね。ちょっとそこが懸念される場所ではあるんですけれども、フキの専門家に現場を見ていただいて、できれば直接指導していくような体制がとればいいのかなどは考えているところでありまして、今後も農業委員会のほうに定期的に現地確認を見ていただいて、営農の指導もできればお願いしたいということで回答をいただいております。

議 長

今、阪本さんのほうから説明がございましたが、ほかにどうですかね。  
上條推進委員どうぞ。

上條（一）委員

すみません、ちょっと素人ですのでよくわかりませんが、どうも話を聞いていますと、この方は、フキだとか、ワラビだとかというもの、もう全然生えてきたもの、生えているもので、植えたわけじゃないでしょう。大体太陽の光が当たらなくて栽培できるような作物って、少ないはずですよ。

例えば、この方は、太陽光発電でもうけたいんだけど、土地がこういう土地なので、無理やり営農型太陽光発電というふうに名前をくっつけてやっているんじゃないですか。そういうふうに、多分皆さんも、そう思っていないですか、何か理屈くっつけて言っているようですが、多分半分以上がそう思っているような気がしますけれども、そういうことを審議する会でしょ、ここは。

別にどなたがもうかってもいいんですが、どうもこれ、皆さんのお話を聞いたり、写真を見ていますと、非常に平らなところで、いい土地ですよ。こんなところに太陽光発電なんかもったいないです。普通の野菜でも稲でも何でもいいですけども、いいものができると思うんです。これ、うそじゃないですか。

議長 はい、わかりました。  
阪本さん、どうぞ。

阪本技師 ちょっと、申しわけないんですけども、フキと、ワラビは通路に植えてしまっているんですけども、フキについては、しっかり植えていらっしゃるし、初年度の定植と2年目、3年目の補植の写真の記録もごございますので、それにつきましてはうそではないと判断しております。

議長 この営農型、梓川につきましては、長野のワラビと同じで、農振地にもって行って太陽光ありきのような気もいたしますので、皆さんで判断して、手法としては、先ほど私が説明しましたように、松本市農業委員会は1年の猶予を持って、ここでという話になれば、それはそれでいいですし、今、上條委員の言われたように、これはもうだめだ、撤去しろと、松本市農業委員会としては、そういう方向でいいということ、それからあと3年様子見るじゃないかというのもあるわけではありますが、どういう形で。  
山田局長。

山田局長 すみません、途中から。ここで皆さんの各自のご判断で手を挙げるか挙げないかということの判断をしていただければと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

議長 齋藤係長。

齋藤担当係長 すみません、貴重なご意見ありがとうございます。  
今申し上げたとおり、確かに営農型太陽光発電の一時転用というのは、非常に転用の中でもハードルが高いです。ですので、偶然、農地にフキなりワラビが植わっていたので、ここで太陽光をやるという計画では、3年前の申請も受付することはできなかったですし、太陽光発電が松本市の梓川の申請場所ではできないという、説得させるデータも必要になってきたわけです。

当初、申請者は安易な考えで相談に来たんですけども、それでは、申請はだめだということで、窓口でお断りした経過もございます。

では、どうすればいいか。今言ったように、フキのデータが大変少なかったもんですから、申請の方、1年以上かけて梓川の自分の土地、あと植えられる圃場、そういうところで1年ちょっとかけて、全部データをとったわけなんです。そのデータが認められて、申請に至ったという経過です。



なので、当初の計画は、データの的にも栽培計画的にも、審査に値するというようなことで、受付をし、その後、許可になったわけです。

ただ、やっぱり3年の管理が悪かったということもありますし、今までのデータでは、その農地として余り合わなかったというようなこともあるかと思えます。

今、いろいろと意見をいただいたんですけども、あくまでも転用の許認可というのは長野県に権限がございますので、松本市としては、意見を県に上申する手続になります。

ですので、本日、例えば、今の意見をつけて松本市農業委員会としては承認するのか、それか、こういう理由によって承認しないのかというようなことで整理をしていただければと思います。

農地転用の許可基準だけでいえば、今、皆様からいただいた意見を理由として、不許可にはできないのかなあと考えております。ただし、一般的なこととしては、承認にするのか、しないのか、というようなことになるかと思えますので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長 今、齋藤係長のほうから説明がありましたが、どうですか。もうちょっと意見ありましたら、お願いします。

田中委員。

田中農業委員 そのメジャーというか、先ほどおっしゃった通常栽培の8割だと、営農型太陽光でオーケーなのか、それを満たしていないと不許可とするとかって、そういうメジャーというかを示していただきたい。

議長 阪本技師。

阪本技師 8割収益っていうのも確かにあります。ただし、当初の営農計画がどんな内容になっているか、その計画に対して実際はどうか、ということの判断、ですので、今回の計画でいうと、3年後に出荷して、8割収益を目指すという計画ではなく、あくまでも、3年間フキの育成をして、3年目に販売を始めるという計画だったんです。ただ、今見ると、3年たったときに、一部でも販売ができなかったということなんです。ですから、県うちのほうで指導が入ったというようなことです。

それと、当初の計画、地域の平均的な反収が1反774キロになっていまして、今現在というわけではないんですが、五、六年後の想定でありますけれども、反収見込みは、1反当たり1,192キロを見込んでおりました、地域の反収よりも上回るだろうという計画にはなっております。

議長 そういうことだそうでございますが、どうですかね。  
古沢委員。

古沢農業委員

また基本に戻ってしまうんですが、私の見た限りでは、どうしてもパネルを設置したかった。それが意図ではないかと思います。

それで、近隣の方にお聞きしましても、いや、営農型やるんだったら、もっときちんと整備して、ちゃんとフキが生産できるような形に持っていくわけなのに、ワラビが繁茂していて、ここに白黒の写真に載っているのは、とてもきれいな場所が写っているんですが、見た限りではこうではございません。

ここは、一部左側の通りだけであって、右のあと4通りあるんですが、フキはわかります。でも、間には全てワラビが繁茂していて、ほかの左から3通り目ですかね、そこにはもう半分から奥は全てワラビです。中間のところは少々フキがあります。一番右のところには、ソーラーの下に草刈り機が置いてあります。本当にこのフキの生産をして収入を上げていきたいのであれば、もっと自分でこのワラビなり何なりをきちんと整理して、フキを一本でやるという、そういう気構えがないといけないと思います。

これからはこういう案件がたくさん出てくると思うんですが、松本市農業委員会としても、こうやってただただ見ているのではなくて、きちんとした毅然とした態度で向かうということが今後必要ではないかと思います。

高齢化にも向かっておりまして、農地離れ、荒廃地がふえてきますし、そうしましたら、どうしてもこのソーラーパネルを設置したいという方が増えてくると思います。それで、どうも無理に設置したいなという申請も最近見受けられますので、きちんとした考えを持っていただいて、判断していただければいいかなって思いました。よろしく願いいたします。

議 長

他にどうですか。

中川農業委員

営農型ソーラーで得た電力、電気が私、農業に生かされているかと思っていたんですが、そうじゃないということですかね。電気と農業は全く別物ということですかね。どっちもやるということですよ。

じゃ、今のお話を伺う限りでは、取っ払って、フキに専念しなさいよ、それが正解じゃないかなという気がします。

しかも、農振農用地ということで、その趣旨から判断すると、ソーラー建てていいところと建ててはいけないところ、建ててはいけないところの一番手に入るのではないかなと、私は判断せざるを得ないという気がします。

とにかく取っ払って、フキに専念しなさい、それが農業者ではないのかというように私は判断したいと思いますが、間違っていますか。

議 長

窪田委員。

窪田農業委員

ちょっと私、勉強不足でわからなくて、教えてほしいんですけども、これ、不許可なりして、1年後でもいいんですけども、この方って、この設備を撤去しない場合はどうなるんですか。その辺を教えていただきたいんですけども。

議 長 阪本技師。

阪本技師 国の方針としては、営農型太陽光を大分進めている方向になりつつありまして、耕作放棄地のところとか、基準を緩くしてやろうという方向に、国としては進めようとしているのが現状ではあります。

本来、今回の申請もぎりぎりになってしまっているんですが、もっと早目に、例えば、2カ月前ぐらいに申請して、許可が出ればそのまま継続ということで、許可が出ない場合は、更新日が10月15日ですので、それまでに撤去するのが本来でございますので、もし不許可になったら、速やかに撤去する。許可日過ぎてしまったら、違反転用物になりますので、県と調整しながら、委員さんとともに指導していくことになります。

議 長 窪田委員。

窪田農業委員 撤去しないときには、指導もいいんですけども、それでも撤去しない場合はどうなるんですかという話なんですけれども。

議 長 阪本技師。

阪本技師 最終的には、これ、経産省の認可も必要でありますので、県から経産省のほうに通知を入れて、太陽光自体が買い取れなくなるそうですので、撤去しなくても、太陽光の意味がなくなってしまうということに最悪なり得るだろうということでございますので、必然的に撤去せざるを得ない状況になるかと思えます。

議 長 橋本委員。

橋本農業委員 私、農地パトロールでよく歩いて、ちょっと農地、耕作放棄したところを見ると、ワラビとかいろいろ繁茂して、そこがもう小動物の隠れ家になっていて、もうやっぱりそういうところは迷惑なんで、やっぱり我々もちゃんと管理するならいいんですが、ここを見ると、今、古沢代理も言うように、管理もしていないような感じだと。草刈り機もあっても、こんな支柱だらけでは、きれいに刈れないと。そんなようなところで、恐らく有害鳥獣のすみかになると思えます。

周りの農家の人にもこれ、迷惑がかかるんで、私は、却下したほうがいいかなと思えます。

議 長 ありがとうございます。  
大分皆さん協議いただきました。  
河野委員。

**河野農業委員**

営農型太陽光の点につきましては、国のほうで、太陽光発電なりをふやしていこうという中で、農水省が苦し紛れに農振農用地であっても、一時転用でこういう形でやればいいよということで、無理やりそういう緩めた形で、そういう項目、例外をつくったんですが、今まで事務局と、それから県も含めて指導してきて、最近また指導を行ったという経過からすると、ここでちょっといきなり不許可というの、流れの中で厳しいかなと。要するに、本人がもうそういうことはできないという話になれば、それが一番問題ないわけですので、もう1年、県を含めて指導をして、本人も、もうしょうがないねということで、やめていただくというのが、今までの流れの中ではいいかと思しますので、1年間、一時転用は認めて、その間、県を含めて強く指導してもらおうということでどうでしょうか。

以上です。

**議 長**

ありがとうございました。  
長谷川委員。

**長谷川農業委員**

1回は許可して始めたやつを、途中で不許可でというのは気の毒と。それで、たまたまこのフキが生育が悪いだけで、それは、何やっても順調にいかないことも多々あることで、これだけの施設といえ、5、6千万円はかかっていると思う。ちょっと気の毒なような気がしますが、もう1年や2年、様子見てやったほうが温かい心だと思いますけれども、私は。

**議 長**

今、長谷川委員が言われましたが、今までも3年間、売電で収益上がっているわけです、大体この当時の売電価格は、30円かな、32円くらいで、大体このぐらいの施設ですと、10年で丸々ペイできるくらいかな、電気だけではですね。そういうような話もありますんで、売電については、そんなに同情するほどのものじゃないと思います。

今、河野委員と、それから長谷川委員、皆さんから意見が出たわけですが、ここで採決してもいいですかね。

1つは、松本市農業委員会としては、現状を踏まえて、許可できないと。これで撤去してもらおうという方向と、それから今出ておりますが、いろいろな状況を見て、1年間たっても、今と同じような状況であるなら不許可とすると、そういうことで、この2つでどうですかね、採決をお願いしたいと思いますが。

前田委員。

**前田農業委員**

ワラビとフキという、そういうこの対応が全くまずくて、フキのほうへワラビがどんどん侵入するわけです。こんなこと、誰だってみんなわかるわけで、だから、もし会長さんが言ったとおりにしても、私はこのワラビを撤去して、フキをここにも植えなきゃいけない。全面フキにして、それで、まだそれだけやってもまだだめなら、まだ話はわかるけれども、ワラビ生やしておいて、それでフキがここにあるなんて、こんなふざけた話はない

ので、全部このワラビを撤去して、フキ全面、そういう条件ならば、1年でも私、賛成してもいいと思う。そうじゃなければ、私は反対します。

議長 今、前田委員の言われましたように、1年を許可するにしても、松本市農業委員会としては、もう少し条件をつけて、根本的に改善してもらってということの意見でありました。  
どうですかね。

齋藤担当係長 会長、いいですか。

議長 齋藤係長。

齋藤担当係長 すみません。では、3つでどうでしょうか、一つは、1年間、申請書の計画どおり許可をする。二つ目は、意見、条件をつけて、許可をする。三つ目は、不許可にする。この3つで採決していただければと思いますが、どうでしょうか。

議長 それでは、今、齋藤係長からありましたように、よろしいですか、、、  
はい、それでは採決に移ります。  
申請者の申請のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

議長 賛成者、なしで確認しました。  
次に、松本市農業委員会として、条件付きの意見を付けて、認めることに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 そのまま、しばらくそのまま、事務局でいいかね。  
ありがとうございました。  
最後に、松本市農業委員会としては、これを、不許可とするということに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

[少数挙手]

議長 ありがとうございました。  
ただいまの採決の結果、18名の委員が、松本市農業委員会として、条件をつけて、承認ということで確認ができました。  
したがって、次年度、引続き状況を見ながら承認ということで県にあげることとします。

古沢農業委員 質問いいですか。

議長 古沢委員。

古沢農業委員 すみません、これできれいにワラビを撤去して、フキのみにしたとします。そうしたら、そのフキが今度、販売につながって、生産性が上がるまでは、すぐ1年後というわけにはいかないんですが、それでまた何年待つんでしょうか。

議長 営農の状況や実績からかな、これまでと同じようなことであれば、来年は、撤去してもらおうというようなことですよね、だから、何年も待つというか、恐らく、これ、許可になれば、来年の10月までになると思うんだが、最悪、即撤去してくださいというわけにもいかないから、あらかじめ余裕をもって、1年間の計画に対しての状況を判断するというようなことでやっていくと、どうでしょうか、判断するのが難しいと思うが。  
他に、何かほかにありますかね。  
はい、どうぞ、中川委員。

中川農業委員 私も先般、一緒に現地調査しました。見るからに、やはりフキをつくるというイメージは全くないんですけれども、これだけいろいろな猶予を与えるとということになれば、委員の皆さんとか、現場を見に行くんじゃないで、できれば向こうから、今こういう状態ですよと、そういう写真を撮るなり、そんなことを定期的にやってもらわないといけないんじゃないかと思えますけれども、要望として1つ挙げます。

議長 先ほど丸山委員からもありましたが、その都度、自分から書面で報告書なりを出してということはどうですかね。  
それをまた出してもらった時点で、この場で、協議していくということに、それも今後の判断材料になろうかと思えます。  
皆さんからの意見を踏まえながら、1年猶予するというようなことが決まったわけですので、よろしくお願ひします。いいですかね、これで。  
ありがとうございました。  
続いて、5条の規定による承認の件に移ります。  
議案第100号から106号。  
阪本技師と、大内主査、お願ひします。  
阪本技師。

阪本技師 長らくありがとうございました。  
それでは、議案書の17ページをお願いします。  
農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。  
議案番号100号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、田、300平米に島内

にお住まいの〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は2種ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

なお、平成29年7月31日付農振除外済みでございます。

続きまして、議案番号101号です。島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、236平米に渚にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を新築する計画です。農地区分は3種であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号102号、島立〇〇〇〇、現況地目、畑、1,472平米に井川城にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が駐車場の一時転用をする計画です。既存駐車場を工事するための申請で、農地復元の確約書の添付もされております。農地区分は農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

## 大内主査

続きまして、議案番号第103号です。今井〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、1,419平米に今井にあります〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置き場、駐車場を新設する申請です。農地区分は2種ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、平成30年8月1日付農振除外済みです。

続きまして、18ページをごらんいただきまして、議案番号第104号です。寿北〇丁目〇〇〇〇、現況地目は農業用施設です。155平米に寿北〇丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇さんが農家住宅の離れを新築する申請です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、平成30年8月1日付農振除外済みです。

続きまして、議案番号第105号です。中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、54平米に村井町南にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。農地区分は1種ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号第106号です。岡田下岡田〇〇〇、現況地目、田、4,470平米のうち666平米に〇〇〇〇〇〇〇〇が仮設事務所、駐車場、資材置き場を一時転用する申請です。譲受人からは現状復旧の確約書も提出されております。農地区分は農振農用地ではありますが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、これらの全ての案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、7件、7筆、4,302平米になります。よろしく申し上げます。

## 議 長

今、事務局から説明をいただきました。

それでは、議案第100号、島内でありますので、河野委員申し上げます。

河野農業委員

この農家分家につきましては、農振の除外など、今、問題ないということで、変更を許可していただいたわけですが、内容的には、〇〇さんが相続で得た農地なんです、いわゆる借りる人側は、この〇〇さんの奥さん、次女ですね。次女のご夫婦と、あと子供さん2人ということで、アパートに入るわけですが、4人でアパートってちょっと苦しいということで、何とかならないのかということで、実家のお母さんのほうのところから使用貸借ということで、分家を出してもらおうということで申請が出て、この写真で見ると、左側に大きい市道が通っているんですが、ここに建っている2軒も、やっぱり農家分家で、随分前に許可してあったところ。その隣接でございますので、特に立地上問題はないというふうに考えました。

これにつきましては、堀内推進委員さんと一緒に現場を確認いたしました。よろしくお願ひします。

議長

現地調査をいたしました委員、青木委員、お願ひします。

青木農業委員

今、ご説明のあったとおりでございます、左側のほうのところに市道、道路になっております。ちょっとこれ、全面で見ると、田んぼか畑か道路か、確認ちょっと難しいんですが、うちの左側ですね。この囲ってある左側が道路で、あと周りが田んぼになっております。私のほうでも判断した基準としては、今、先ほどお話がありましたように、ここに大きなうちが建っております。既にここに建っております、特に問題なくできておりますので、こちらのほうに続けてうちが建たっても、特に問題ないということで判断をいたしました。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第100号について、原案のとおり賛成することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、101号、島立であります。濱委員さん、お願ひいたします。



濱農業委員

島立のこの件でございますが、島立小学校の西南約250メートルぐらい、山形街道沿いのところにある水田であります。この水田ですが、住宅の周り、ずっと垣根があるんですが、その垣根の中にあつて、宅地続きのところの水田というふうになります。

先代が丈夫なころに、ここのうちで織物をやったりした工場と、それから奥の北側のほうに住宅がございますが、そのかぎの中にある水田でございます。

それで、東側が、この写真でますと、右奥のほうに移っているのが東側の隣接地で、白樫の切れているほうが山形街道沿いの垣根になるということになります。住宅への進入路が左側の下のほうになります。その道路の西側に総2階みたいな工場が建たっております。

ここに4軒建たる予定の絵がありますが、西側の住宅の方については、工場のでかいものが今まであつたところに、今度は総2階に近いような小さい住宅ですので、以前よりは環境がよくなるかなと思います。東側の方については、田んぼでしたので、見通しはよかつたんですが、若干見通しが悪くなるかなという感じですが、配置図を見ますと、普通の建売の範囲内かなという気はしております。

申請者ですが、東京在住ということで、ほかにも水田があるんですが、そっちのほうはもう造整備済みで、現在、貸しております。ここは面積小さくて、宅地続きの垣根の中ということで、借りてつくる人がいないかなというふうに思われますので、転用はやむを得ない状況かなという、親戚の方も誰もやる方がいないようですので、しょうがないかなというふうに見てまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

現地調査をいたしました委員さん、お願いします。青木委員さん。

青木農業委員

今、ご説明のあつたとおりでございますして、私も行ったところ、もう周りもう全て住宅でございますして、ここが1つだけ取り残された農地という判断からして、4棟ここに建たるようですが、こちらのほうの道路にも沿つておりまして、特に問題ないんじゃないかということで判断をしてまいりました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第101号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成になりますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
します。

次に、102号、やはり島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱委員

この場所は、高速バスの松本インターバス乗り場に併設される駐車場がござい  
ますが、その駐車場の西側の水田になります。水田と駐車場の間には3メ  
ートルくらいの農道というか、道路がございまして、現在は、転作の大豆を  
作付中でございまして、11月1日からということになっておりますので、  
ちょっと間に合うか疑問ですが、現在耕作中の水田でございまして。

隣接地への影響ですが、写真見ていただきますと、奥のほうに2階建ての  
左側に木がある住宅がございますけれども、これが水田隣接住宅、ここ1軒  
だけですが、ございまして。この住宅の東側が高速バスの切符売るところで、  
車の出入りする進入路になっております。そこに関しては、若干南側の近い  
ところへ車が寄りますので、影響はあるかなと思っておりますが、道路のよう  
にずっとエンジンかかりっ放しのものがじっと通るという条件ではございま  
せんので、承諾はいただいていると思っておりますので、限度の範囲内かなとい  
うふうに思われます。

転用期間は、ちょうど冬場ですので、問題ないように思いました。

以上です。

議 長

現地確認をいたしました委員さん、青木さん、お願いします。

青木農業委員

一時転用ということもございまして、今のお話で、確かにここに1軒だけ  
うちがありますが、そのうちの北側のほうが皆さん、上高地線の道路でござ  
いまして、この写真の東側のほうが現在使われている駐車場ということ  
の一時転用ということで、特に周りに問題になるようなところはございま  
せんでした。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いいた  
します。

濱委員。

濱農業委員

一時転用という言葉ですが、一時転用の一時というのはいつからいつまで  
なんでしょうか。

議 長 阪本技師。

阪本技師 先ほども営農型太陽光とも関係あるんですけども、許可日から最大3年以内になりますので、最大3年以内が一時転用で認められる期間ですが、今回につきましては、許可が来月出る予定なんですけど、工事期間が11月1日から3月15日ということで、3月末には終わるだろうということで、約4、5カ月ぐらいですね。という計画でございます。

議 長 いいですか。  
ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
議案102号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたしました。  
続いて、103号でございますが、今井でありますので、田中委員、お願いします。

田中農業委員 位置的には、空港東側、北の隅一角に今井地籍があります。その場所ですが、過日、推進委員の田中さんと現地確認を行いました。  
4ページの下の段にその現況がありますけれども、ここはとても農業に適するような場所でもありませんし、農地としては適正に管理しておりましたので、この5条はやむを得ないという判断をしました。

議 長 ありがとうございました。  
現地確認をした中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 青木さんと現地確認させていただきました。今、委員のおっしゃられたとおり、農業の場所という、ちょっと入ったところで、農業もできるというような現場じゃないと思います。特に問題ないと思います。

議 長 他の委員で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第103号について、原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、104号、寿でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 寿の河西です。  
104号について説明いたします。  
場所は、上瀬黒の公民館の西側50メートルほど、集落の住宅地の一角になります。当申請地の具体的な使用状況ですけれども、畑でありまして、自家用などに供すると思われる多品種野菜が植えられていて、あと農業用の物置的な倉庫がありました。  
この5ページの写真を見ていただきたいです。奥が東側となっております、奥と棟続きの住宅をつくる予定になっております。左側が北側になっていまして、そこが申請地と同規模の畑になっておりまして、日照の件、ちょっと気にしたんですけれども、この建物は平屋づくりで、高さが余りないので、隣地と2メートルほどの間隔になるんですかね。特に隣地の営農に邪魔になるというようなことはない判断しました。  
排水等も、雨水ます、浸透ますを庭に設置して、適正に行われるとのことです。  
以上です。

議長 現地確認をした委員さん、中條委員、お願いします。

中條農業委員 今おっしゃられたとおりで、今、写真の右側が市道、道路があります。その西側が一带田んぼになっていまして、この住宅の手前の物置、小屋のところ申請地です。その左側がもう住宅地になっていまして、特に状況的には問題ないと思います。

議長 ほかの委員で104号について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第104号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

次に105号につきましては、中山でありますので、私から報告します。この〇〇さんが老齢化と、それから跡取りがここにいないというふうなことで、この住宅、この右の奥が〇〇さんの住宅であります。この手前の右にある物件は、去年許可いたしまして、今、建てているところでございまして、この今、白い白線の中、わずかな面積でございまして、売って、欲しいというようなことでございまして、たまたまこの地域が11号の指定になっておりまして、不許可のところでもございませぬので、やむを得ないと思います。

次に、現地確認した中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

写真のこの白く囲った手前が、もう道路になっています。これを東へ行くと、田んぼが一部あります。左のほうは、奥は住宅で、左がもう空き地ですけれども、農業をやるという場所ではないということで、妥当だと思います。

議長

ほかの委員さんでこの案件につきまして質問ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第105号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手を願います。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

次に、106号、岡田でございまして、中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

106号の議案でございまして、私のちょうど地元です。地名が岡田神沢地区と言いまして、そこにある神沢池、農業用水に使用するためのため池です。それが3・11の地震以降のため池の耐震調査で、非常に決壊するおそれがあるという池に指定されまして、水を払って、堤体を盛り土する工事がこの11月から来年の12月いっぱいまで行われます。

それを申請者で工事するわけですが、神沢池の周りには広い土地が全くな

くて、現場事務所、それから駐車場、資材置き場にすることがありません。そんな中、この〇〇さんの田んぼですが、面積が4,470平米あるんですが、圃場整備してあります。現在、〇〇さんはひとり暮らしで、今、農業を行っていません。一昨年は知り合いが作物をつくっていたんですが、昨年は耕作をしておりません。草とかは刈って手入れしていて、すぐにでも農業はできるんですが、来年もちょっと田んぼはつくらないということ聞いております。そこに事務所を、そのうち666平米を借りて、現場事務所をつくりたいということです。

池までも歩いて二、三分ですので、場所もいいですし、現場事務所と駐車場、資材置き場をつくりたいということでもあります。

周りの田んぼですが、特に田んぼを耕作するには支障ありませんし、農道も広いので、交通のほうも特に問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をいたしました青木委員、お願いします。

青木農業委員 今のお話のとおりなんですが、現場に近いし、周りに迷惑かけないし、私としても特に問題になることないと思って判断してまいりました。  
以上です。

議長 これに対しまして、ほかの委員の皆様で本件について質疑、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第106号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第107号、相続税の納税猶予の適格者証明願の承認の件について、1件について上程をいたします。  
事務局からの説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、19ページをごらんください。

相続税納税猶予適格者証明願の承認についてです。

議案第107号、里山辺にお住まいの相続人、〇〇〇〇さんが里山辺〇〇番地外2筆、合計面積2,951平米について、適格者の承認を受けるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 議案第107号につきましては、地元委員の意見をお願いいたします。里山辺でありますので、中川委員、お願いいたします。

中川農業委員 里山辺、中川です。

先日、現地2カ所見てまいりました。里山辺〇〇、こちらはかりがねサッカー場のすぐ南になります。地目は田ですね。特定貸付をしております田でございまして、相続人本人が耕作しているわけではありませんが、特定貸付である上、現況としては田んぼも終わっている状態でございます。

もう一つが、里山辺〇〇〇と〇〇〇、2つありますが、これ、実際は同じ畑で、現況はブドウ園になっています。ちょうど収穫がどうでしょう、4分の3ぐらい終わった感じで、多分ナイヤとか巨峰とか、その辺だと思っておりますが、収穫の途中かなということで、相続人、被相続人と別居ではありますが、農業をやっているなど。兼業の中でそれなりにやっているのではないのかなという、その様子は見受けられました。

適格者ではないと判断する素材が見受けられなかったということをご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第107号について、原案のとおり承認をすることに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案108号から109号、引き続き農業経営を行っている旨証明願承認の件、2件について上程をいたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、20ページをになります。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願の承認についてです。

議案第108号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが島立〇〇〇〇-〇外2筆、合計面積5,039.75平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第109号、岡田下岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田下岡田〇〇〇-〇外2筆、合計面積5,683平米について承認を受けるものです。

以上2件になります。よろしく願いいたします。

議長

では、初めに議案第108号、地元の濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

相続税の特別措置法を受けるもので、証明期間27年8月29日から30年9月28日までの証明となっております。

申請場所の水田でございますが、島立南栗交差点がございますが、和田のほうから鎖川堤防へ真っすぐおりてくる道と高速道路側道東側の県道の交差点が島立南栗交差点でございます。中部縦貫道のジャンクション予定地になっているところです。

申請地の現況ですが、〇〇〇〇-〇は転作ソバ耕作中、〇〇〇〇、高速道路のすぐわきの水田は水稻栽培、それから〇〇〇〇、住宅地横の水田はパイハウスの中でアスパラガスなどを栽培をしております。申請期間中より前、ずっともう永年、〇〇さん、ずっと農業経営やっております、水田を貸せてあったとか、そういう期間は一切ございません。水田については、きれいに処理されておまして、周りへの影響はございません。

申請者については、兼業農家で、会社経営しておりますけれども、家族だけで自己水田、今回の申請水田のほかにもございますけれども、全て自己栽培しております、農業者としても問題はないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第108号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定いたし



ます。

続いて、109号でございますが、岡田でございますので、中條委員。

**中條農業委員** 9月25日に現地確認を実施いたしました。期間は27年10月1日から30年9月28日ということで、これからですが、三筆ありまして、場所は神沢地籍です。先ほどの一時農転のところから北へ上がったところで、〇〇〇-〇、〇は現在、田んぼを耕作しております。それと〇〇〇-〇は、岡田の受託組合のほうで、今年度、ブロックローテーションで減反になっていまして、春に麦と、あと今、ソバを栽培しております。現状問題ないと思われま。

**議 長** ありがとうございます。  
ほかの委員で本件について質問ありましたら、お願いいたします。  
長谷川委員さん。

**長谷川農業委員** 相続税とは何か関係あるのかよくわからないんで。勉強不足でわからない。

**議 長** 納税猶予の説明、高橋主査やってくれる。

**高橋主査** 議案番号第109番でご説明申し上げますと、〇〇さんが持っている農地、幾つかあるんですけども、そのうち、今回のように対象となる農地について、こちらで承認を受け、それがまた税務署のほうに行きまして、税務署のほうでも大丈夫だよと言ったところの農地については、課せられる相続の税の一部が免除されるという内容になっておりまして、3年ごとに農業委員会のほうで証明を出して、その人が亡くなるまで、ずっとそれを続けていくということで、免除されておるものです。

**長谷川農業委員** 猶予じゃなくて免除。

**高橋主査** 猶予です。  
相続税納税猶予なんですけれども、今現在では、市街化区域で20年をその農地をずっと耕作していると、納税が猶予されます。ただ、市街化調整区域ですと、その方が亡くなるまで、相続を受けた方が亡くなったら猶予されるということになりますので、その間、農業をし続けている間は相続税を払わなくていいということになりますので、特に市街化区域だと、税金が高いため、納税猶予適格者証明を受ける方が比較的多いです。

**議 長** いいですかね。  
ほかに意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第109号について、原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
4時半に実はマイクロの迎えが来るものですから、ちょっと審議を進めさせていただきます。  
続きまして、協議事項に入ります。  
農地の山林化（非農地）審査の件について、事務局からの説明をお願いします。  
大内主査、お願いします。

大内主査 それでは、議案書の21ページをお願いします。  
協議事項の農地の山林化（非農地）審査の件です。  
四賀中川にお住まいの〇〇〇さんほか3名から、山林化の非農地証明願が提出されたものです。現況の山林となったのは、昭和60年であり、これらの農地の山林への地目変更については、地元町会の同意を得ているものです。  
以上、計4件、6筆、2,207平米です。よろしくをお願いします。

議長 ただいまの件について、地元の意見をお願いいたします。  
四賀地区ですので、金子委員、お願いします。

金子農業委員 報告します。  
現地確認は先々週終わりました。昭和60年前までに養蚕業として桑畑があったところで、もう全て荒れて山林化しているという現状をつかんでおります。  
以上です。

議長 前は山林化検討委員会というのがあったわけでありましたが、今、こういう形で農業委員会が変わりましたので、ここで意見を集約いたします。  
農地の山林化、非農地化をすることについて、賛成委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。  
続きまして、農地に関する事項から報告事項に入ります。  
事務局から報告事項アからカまでについて一括説明をお願いいたします。

齋藤担当係長

それでは、報告事項をよろしく申し上げます。

22ページからになります。

これらにつきまして、書類等全て完備しておりましたので、事務局長専決により処理したものでございます。

まず初めに、22ページ、非農地証明交付状況の件、1件でございます。

23ページ、24ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件でございます。

25ページ、公共事業の施行に伴う届け出の件、1件でございます。

26ページ、27ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、22件でございます。

28ページ、農地法第4条の規定による届出の件、5件でございます。

29ページから33ページまで、農地法第5条の規定による届出の件、29件でございます。

以上報告します。

議 長

ただいま報告がありましたが、委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続いて、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、農地法施行規則に基づく別段面積について議題といたします。

齋藤係長、説明をお願いします。

齋藤担当係長

すみません、ちょっと私、この後会場の準備がありますので、先にすみません、62ページの報告事項をごらんになっていただきたいと思います。

農地法施行規則に基づく別段面積の件でございます。

これにつきましては、下限面積、5反歩要件とは別に扱っており、平成28年度から松本市独自でやっているものでございまして、一筆を1つの区域として設定し、設定された農地については、条件が整った方に対し、移転していくというものです。

2番にあるんですけれども、今、各地区で利用状況調査が終わって、今後利用意向調査に移っていくかと思いますが、調査の結果、再生利用可能な荒廃農地として判断した農地で、土地所有者がもう手放す意向がある農地または、所有者から相談された農地について、審議して、登録をするというようなものでございます。

今年度もまた12月の定例総会で協議をして、指定をしていこうというような計画でいますので、土地の所有者の方から委員さんに、どうしてもこ

この農地を手放したいんだけどもというような相談があった場合については、審議のテーブルに乗せていただきたいというお願いでございます。

(3) 番に、現在までに窓口のほうで相談を受けているところがございまして、1番、新村地区内で1筆、100平米、これは地区の委員さんに調査依頼をするところでございます。

入山辺につきましては、地区の委員さんの承認済みでございます。

あと、和田と内田につきましては、旧の委員さんに承認していただいております。

以上でございます。

**議長** 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

**議長** 　　ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き協議のほうです。

平成30年度の松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを上程をいたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

**小西局長補佐** 　　それでは、資料の34ページをお開きください。  
平成30年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてでございます。

着座にて失礼いたします。

まず、すみません、訂正がありますので、事前にお伝えします。

資料37ページ、平成30年度農業功績者等表彰計画(案)ですが、一番下の表彰の日程ですが、31年2月15日とありますが、こちら、松塩筑安曇農業委員会協議会のほうから連絡がありまして、会場の都合で2月25日の月曜日、キッセイ文化ホールのほうに変更になっておりますので、修正をお願いいたします。

それでは、内容に入らせていただきます。

この件ですが、松塩筑安曇農業委員会協議会会長より、標記表彰者候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦候補等について協議をお願いするものです。

推薦を依頼された候補者は、地域農業振興等功績者表彰3人、農業委員永年勤続功績者表彰は該当者ということです。

依頼文については、35ページから40ページのとおりになっておりますので、ごらんください。

推薦の方法でございますけれども、過去推薦の経過に基づきまして、毎年市内各地から3地区を選定し、それらの地区からそれぞれ一人ずつ候補者を推薦することとなっております。

資料の41ページをお開きください。

こちらに過去の地区別の推薦者を出していただいた年度に丸がついております。慣例で、毎年順番に表彰候補者を推薦していただいております。しばらく候補者が出なかった旧市、中山、今井、島内、奈川、安曇を候補といたしましたけれども、先月の情報・研修委員会でも委員の皆様にご協議いただきまして、旧市、奈川につきましては、また来年以降推薦の団体、個人が出るという見込みでありますので、ことしについては、中山、今井、島内の3地区から候補者をお願いしたいと思います。

34ページにお戻りください。

推薦方法でございますが、3地区における表彰規程第2条の該当者につきまして、該当地区の委員さんから候補者を推薦していただきます。10月31日の定例会までに功績調書等を提出いただきまして、お願いいたします。

きょうちょっと用紙のほうを用意しておりませんので、大至急私のほうから送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

提出いただきました功績調書に基づきまして、松塩筑安曇農業委員会協議会長にて推薦をいたします。

農業委員永年勤続功績者表彰ですが、連続3期以上お務めし、退任した農業委員さんが該当ということですので、イにありますとおり、上條陽一さん、伊藤修平さん、赤羽隆男さん。百瀬文彦さん、小松誠一さん、菅野訓芳さん、6名の退任された委員さんを推薦したいと思います。

この表彰式につきましては、先ほどの2月25日のキッセイ文化ホールで行われます。

また、今回は順番ということになっておりますけれども、毎年この表彰があります。もうちょっと事前に私の地区からこんな人がいるので出したいというお話をいただければ、順番関係なく推薦させていただきたいと思っておりますので、またお声がけをお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま事務局の説明がありましたが、これから質疑を行いたいと思えます。

推進委員の皆さんも含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約いたします。

本日出席の全員の皆様にお伺いいたします。

本件につきましてご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

本件は了承されました。

私ども中山と、それから今井、島内の3地区の農業委員の皆様には、地区の候補者をそれぞれ一人ずつ推薦をいただき、功労調書を期日までに提出いただくようお願いをいたします。

次に、協議事項イ、平成30年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、資料43ページ、平成30年度全国農業新聞の普及推進についてでございます。

全国農業新聞長野県支局より全国農業新聞の普及推進目標が示されましたので、本年度の普及推進目標及び取り組みについて協議をお願いいたします。

普及と目標ですが、全国農業新聞長野県支局が示しました556部といたします。下の表を見ていただきまして、ことしのこれから農業委員さんにとっていただかなければいけない部数を算出いたしました。目標数からだんだん毎年4月から9月まで減っていくわけですが、合わせてこれから減っていくであろう部数合わせまして168部普及していただかないと、ことしの目標が達成できないということで算出いたしました。

168部を農業委員さん、推進委員さん合わせまして44人で割ったところ、1人約4部の推進をお願いしたいと思っております。

普及推進特別強化期間といたしまして、10月1日から11月8日までとさせていただきます。11月22日がシステムの入力締切日ということになっておりますので、入力期間を少し持たせていただきまして、一応11月8日までに提出をお願いいたします。

普及推進活動でございますが、きょう、お手元に袋の中にお配りしてありますけれども、その中に申込書等入っております。地区の中で活動をお願いいたします。

新聞の発刊は、毎週金曜日、週刊となっております。購読料は1カ月700円です。口座払いということで、現金でも結構ですけれども、基本口座払いということになっていまして、半年に1回の支払いとなっておりますので、その旨、推進の際に購読者の方にお伝えください。

袋の中にちょっとビニールの袋とか、スポンジとか入っておりますので、読んでいただけるような方にお渡しして、普及の活動にお役立てください。

消費税の関係なんですけれども、一応日刊紙は消費税軽減の対象ですが、週刊ですので、もしかしたらですが、700円から値上がりする可能性も

なきにしもあらずということだそうです。

それで、農業新聞の普及ですが、ことしに限りまして、農業委員、推進委員全員が購読している農業委員に対しましては、奨励金ということで1万円が出るということになっております。

先日、情報会議というものがありまして、会長と出席したわけですがけれども、どこの市町村の農業委員でも、現役の方は100%購読ということで強く進めているという実態がわかりましたので、現役の方はぜひ全員購読ということで申し込んでいただければ、自分の分も推進1部ということでカウントしていただいて構いませんので、よろしく願いいたします。

また、退任された農業委員さんも、この新聞についてはわかってくださっているので、とっていただけるかと思っておりますので、その辺、ちょっと当たってみてはいかがでしょうか。

松本市、毎年県1位、全国2位ということで、素晴らしい成果を上げておりますので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

以上です。

議長 　　ただいま事務局の説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆さんの挙手をお願いいたします。  
朝倉委員。

朝倉推進委員 　購読者名簿というものはあるわけですか。

小西局長補佐 　はい。システムの中に地区の方で購読している方が出ますので、ご希望あれば、ちょっと個人情報に当たるものですから、取り扱いには十分注意していただきたいという約束で、ご希望あれば出しますので、また私に連絡をいただければと思います。

議長 　　ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。  
集約をいたします。  
本件について、推進委員の皆様にも関係する内容ですので、ここに出席の全員にお伺いいたします。  
本件について、了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 　　賛成多数でありますので、本件は了承されました。  
委員の皆様は大変ご苦勞であります。農業委員の機関紙でもございますので、1人4部以上の普及を目標に取り組んでいただきますようにご協力

のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

平成30年度第2回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

大塚主任、お願いします。

大塚（農政課）

農政課、大塚と申します。よろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、平成30年度第2回農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。

こちらは、いわゆる認定農業者の認定審査ということになるわけですが、新体制初めてのご報告となりますので、制度の概要についてご説明をしたいと思います。

まず、認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に応じて効率的、安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を作成します。基本構想の目標を目指して、今後5年間の農業経営改善計画を作成し、市町村から認定をされた経営体が認定農業者ということになります。

松本市の認定基準につきましては、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定めておりますけれども、具体的には、資料50ページにありますとおり、認定基準といたしまして、(ア)から(ウ)までの3項目、また農業所得、個人の方は標準で500万円程度、組織の経営体は800万円程度、中山間では、個人の経営体は350万円程度、組織では500万円程度、労働時間は2,000時間程度、こちらの基準に達成された目標であるかどうかというところを審査しております。

審査については、原則として年に4回審査を行っておりまして、認定については、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行いまして、認定をしているものでございます。

3番の農業経営改善計画認定者について、今回、第2回の審査結果についてなんですが、新規は個人の経営体が1件、共同申請が2件の計3件、審査の結果、認定となっております。

めくっていただきまして、資料51ページの再認定につきましては、9件全件、こちらは非更新の方は今回いらっしゃらず、100%再申請があり、認定をされたことをご報告いたします。

以上になります。

議 長

農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]



議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、報告事項イ、平成30年度農業委員会国内視察研修の実施についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、資料52ページになります。

平成30年度農業委員会国内視察研修の実施についてでございます。

農業委員会業務の参考及び委員の資質向上を図るため、本年度農業委員会国内視察研修の実施について、その内容を報告いたします。

実施期間ですが、11月21日水曜日から22日の木曜日、1泊2日です。

視察場所ですけれども、1つが埼玉県農業技術研究センター、こちらは研究センターで、いろいろな研究されているようですけれども、アンケートをとらせていただいた中で、やはり獣害等の対策ということで意見がありましたので、そちらということで、獣害対策の説明をお聞きします。なかなか有名な先生が講師として対応してくださるそうなので、いいかなと思います。

次の日ですけれども、野菜・果物ワールドということで、ビックサイトのほうで開催されていて、ちょうど20日から22日の限られた期間にやっているようですが、ちょうどいいぐあいに見学することができそうですので、そちらに寄りたいと思います。

行程表につきましては、53ページのこれ、大まかな概要ですけれども、こんな感じで行けたらと思っております。

経費のほうですけれども、市の予算としてバスの借上料、また委員さんには宿泊料、日当ということで出ますので、そちらを充てたいと思います。もしちょっと超過してしまった場合には、旅行の積み立てのほうから、出ても5,000円ぐらいかと思っておりますけれども、毎年そんな5,000円以内でやっておりますので、そちらのほうから差し引きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後の進め方ですが、10月の議案と一緒に視察の資料と出欠報告書を送付いたします。10月の定例会の際に出欠について提出をお願いいたします。大勢の委員の方々の参加をお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

農業委員、また推進委員の皆様には、それぞれ日程調整をいただきながら、県外の研修の貴重な機会でありますので、多くの皆様に参加をお願いいたします。

次に、報告事項エ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

板花補佐、お願いします。

**板花局長補佐**

それでは、資料63ページ、64ページをお願いいたします。

まず、63ページ、主要会務報告でございますが、8月31日、定例総会以降の1カ月の内容でございますので、さまざまな催し物ありましたけれども、それぞれごらんいただければと思います。

続きまして、64ページが当面の予定ということでございます。

重立ったところでは、10月10日、第1回農業振興委員会ということで、通知はご案内をさせていただいておりますが、1時半からということになっております。

16日は、第3回情報・研修委員会ということになっております。

19日は、笹賀の柏木保育園の農業体験事業ということで、旧南部ブロックの委員の皆様、またご協力をお願いいたします。親子遠足にあわせて12時半から実施するというようにしております。雨天の場合は、23日火曜日に順延になりますが、この場合は、親子遠足がもうないものですから、9時半からということで予定をしております。

10月22日は、農業者年金協議会の役員会ということで、役員4人の方、ご出席をお願いいたします。

23日、農地転用現地調査ということで、転用案件について、竹島委員、それから入山辺の百瀬委員、ご足労願いますが、9時によろしくお願いいたします。

以上でございます。

**議 長**

以上で報告事項終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターの情報提供をお願いしております。

本日、普及改良センターから、ちょっといろいろな用事で見えませんが、当日の資料がございます。

板花補佐。

**板花局長補佐**

普及センターの資料を本日お配りしておりますので、ご確認ください。

中身的には7点ほどあります。

主要農作物の成育状況について記載したものが1ページ、2ページでございます。

それから、3ページが気象表ということで、このところの低温と多雨傾

向が見ていただければわかるかと思います。

そして、向こうの3カ月の天気、天候の見通しというものが4ページ、5ページでございます。向こう3カ月の気温は高い見込みだという予想でございます。

それから、懸念されるのが、6ページでございます。台風24号ということで、近づきつつありまして、30日から10月1日にかけて本県に最も接近するというところで、風台風、雨台風、大変懸念されるところでございますが、何事もないことを祈るばかりでございます。

7ページから10ページもその関係でございます。対策について記載してございます。

それから、11ページ、農業関係試験場一般公開ということで、長野県のプレスリリース資料が載っております。野菜花き試験場、畜産試験場、塩尻市のほうにございます。10月13日ということで公開を予定すると、行うということになっております。

最後のページが、信州の味コンクール作品募集ということで、表彰式は12月18日、農村女性フェスティバルの中で行われるということですが、応募締め切り11月5日ということで、中身ご確認いただければと思います。

以上です。

議 長

続きまして、引き続き事務局からの連絡等お願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐

ちょっと事務連絡ということで、3点お願いします。

農業委員会大会ということで、本日出席締め切りとなっておりますので、その出席報告書を議案資料と一緒に同封しましたが、11月7日でしたか、農業委員会大会がキッセイ文化ホールのほうで行われますので、その出席報告書をお出しいただければと思います。

もう一点、ホテルブエナビスタ送迎バス、5時半の予定でしたが、40分にずらしましたので、40分に本庁舎、東庁舎の間の渡り廊下の下のところからバスが出ます。もしご利用される委員の方は、そのバスに乗っていただくと、ブエナビスタ直行ということですので、お願いします。

最後ですが、農業委員会研修テキストというのを8月17日に拡大委員総会の折にお配りしました。農地法の②というものです。きのう新任研修会がスイス村サンモリッツのほうでありまして、そこで差しかえが配られました。法改正があつて、②の農地法の内容が若干、マイナーチェンジされたということで、差しかえものについて、きょうお配りしております。きのう研修会へ出た委員には、きのうもう差しかえておりますが、出てない委員の方にはきょうお配りしておりますので、差しかえていただくようお願いしたいということでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

大変後半ちょっと慌しくなってきました、大変すみませんでした。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして議長を退任をさせていただきます。

ご協力どうもありがとうございます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 5 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 6 番

\_\_\_\_\_